

八千代市公共施設等総合管理計画

～ 未来を見据えた最適な公共サービスを目指して ～

【概要版】

平成 27 年 7 月



1 計画の背景と目的（本編：1.1、1 ページ）

本市では、昭和 40～昭和 50 年代の急激な人口増加に伴う、様々な行政需要や市民ニーズに対応するため、数多くの公共施設等を建設し、公共サービスを提供してきました。

これらの公共施設等の多くは老朽化が進んでおり、その維持・更新等に多額の費用が必要となることが見込まれています。

一方、高齢者支援等の社会保障費をはじめとした経常経費の増加に伴う財政の硬直化、基金残高の不足等、厳しい財政状況が続いています。

今後、人口減少・少子高齢化の進行等による税収の減少や扶助費の増大等が見込まれるとともに、国の厳しい財政状況下における地方への財政措置が縮小する可能性も懸念される中、公共施設等の維持・更新等に係る財源の確保は、より一層困難になることが予測されます。

このような中、近年では、中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故など、施設の老朽化等による重大な事故も発生しており、市民の安全確保のためには保有または管理する公共施設等の維持・更新等が必要不可欠な状況であるとともに、社会情勢の変化に伴う新たな公共サービスに対応する財源も確保していく必要があります。

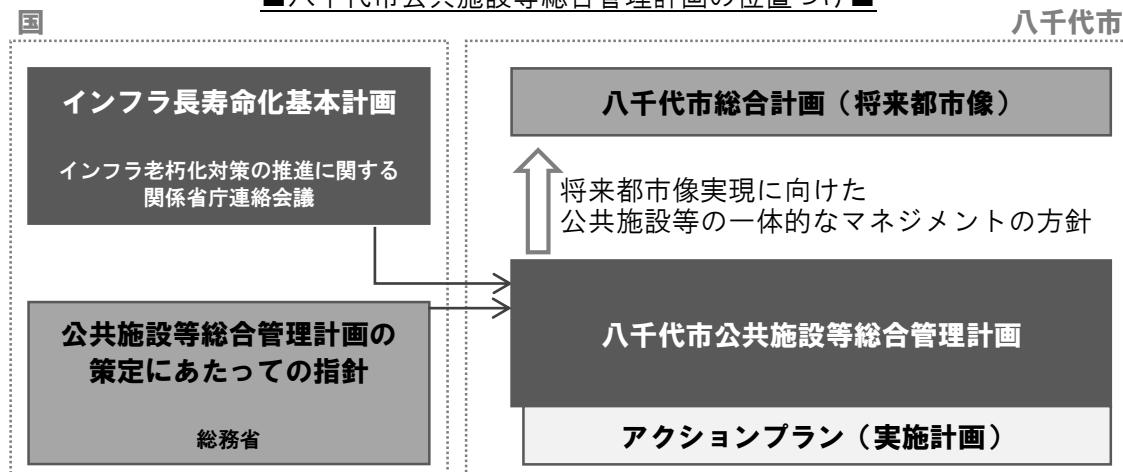
こうした状況を踏まえ、本市では、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画に基づき、経営資源のひとつである公共施設等（モノ）の一体的なマネジメントを実施するとともに、人材育成・組織機構改革（ヒト）や今後導入される新公会計制度（カネ）と連動することで、全庁的な取り組みを推進し、未来を見据えた最適な公共サービスを目指します。

2 計画の位置づけ（本編：1.3、3 ページ）

本計画は、平成 25 年 11 月に、国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、平成 26 年 4 月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして策定しました。

■八千代市公共施設等総合管理計画の位置づけ■

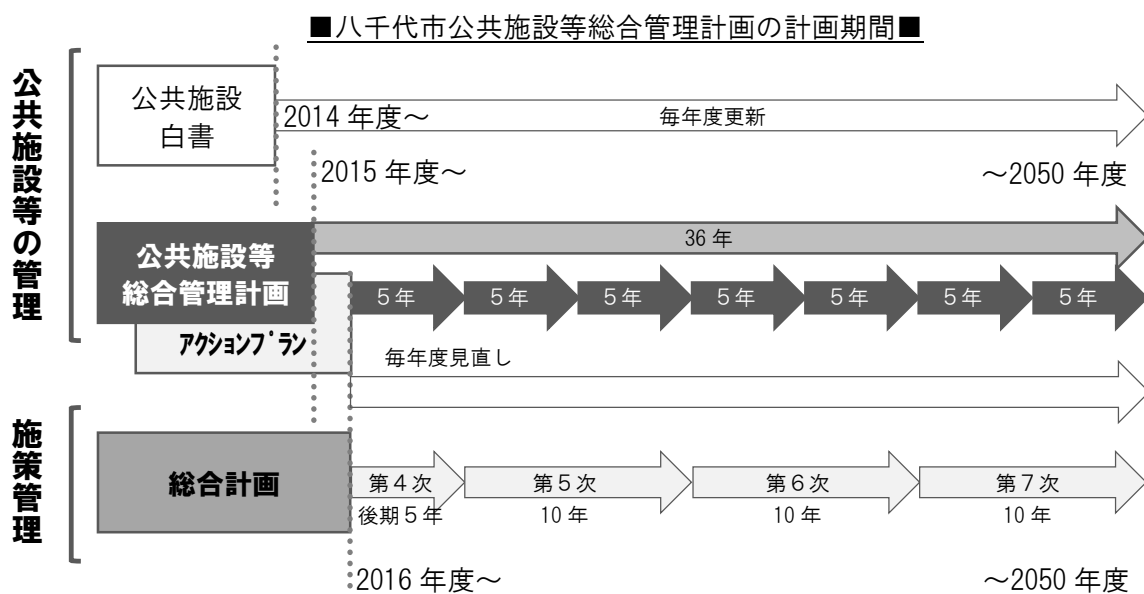


3 計画の期間（本編：1.4、4 ページ）

本市では、現在保有または管理している公共施設等を今後も維持すると仮定した場合、修繕・更新等に係る将来の費用は約 20 年後にピークを迎え、約 35 年後に一旦収束すると見られます。

また、本市の施策を示す総合計画を現在と同様の計画期間で策定した場合、2050 年度に第 7 次総合計画期間が終了することとなります。

これらのことから、本計画の計画期間は 2015 年度から 2050 年度までの 36 年間とします。



4 対象施設等（本編：1.5、5 ページ）

本計画では、以下に示す本市が保有または管理している公共施設等を対象とします。

区分	大分類	中分類
公共建築物	市民文化系施設	集会施設、文化施設、文化・スポーツ施設
	社会教育系施設	公民館、図書館、博物館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設、レクリエーション施設
	産業系施設	産業系施設
	学校教育系施設	小学校、中学校、その他学校教育施設
	子育て支援施設	保育園、幼児・児童施設
	保健・福祉施設	高齢福祉施設、障害福祉施設、保健施設、その他保健・福祉施設
	行政系施設	庁舎等、消防施設、その他行政系施設
	公営住宅	公営住宅
	その他公共建築物	その他公共建築物
公共土木施設 (インフラ)	道路	道路、橋りょう
	公園等	公園、その他広場等
プラント施設	供給処理施設	清掃センター、衛生センター
企業会計施設	上下水道	上水道、下水道、上下水道局庁舎
土地	土地	行政財産、普通財産

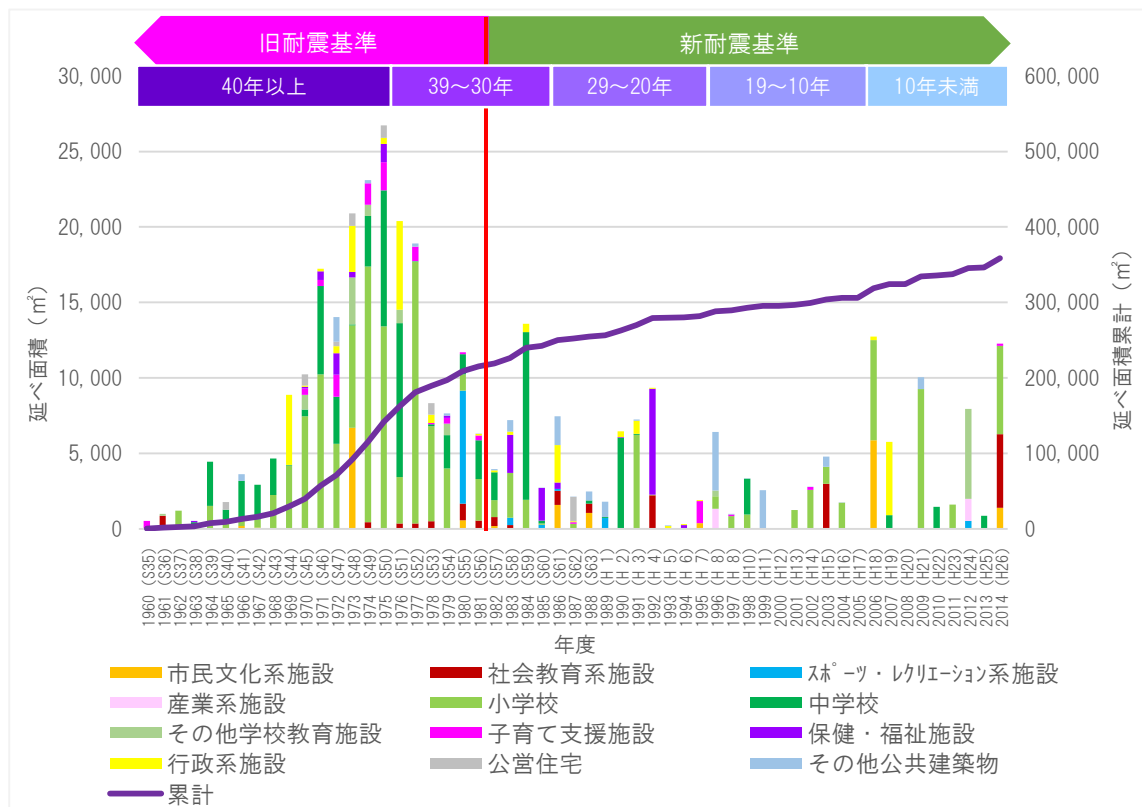
5 公共施設等の現況（本編：2.1、6～13 ページ）

(1) 公共建築物

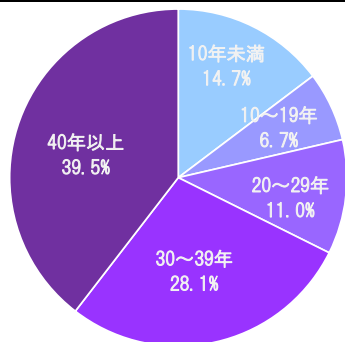
本市が保有している公共建築物は、179 施設（476 棟）、総延べ面積約 35.9 万㎡です。

昭和 40～昭和 50 年代に整備されたものが多く、平成 27 年 3 月末現在、建築後 40 年を経過した施設が約 40%を占める状況にあり、10 年後には、その割合が約 70%となります。

■公共建築物の建築年度別延べ面積■



■市が保有している公共建築物の経過年数別延べ面積の割合■

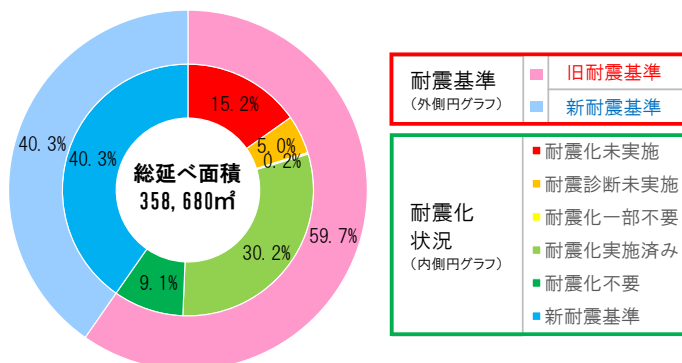


耐震化状況については、平成 27 年 3 月末現在、耐震化未実施の施設が公共建築物全体の約 15%残っています。

また、耐震診断が未実施のため、現時点で耐震化の必要性が不明な施設も約 5%あります。

なお、小学校・中学校の校舎・体育館については、平成 27 年度に耐震化が完了する予定です。

■市が保有している公共建築物の耐震化状況■



(2) 公共土木施設（インフラ）

① 道路

本市が管理している道路は、幹線市道及びその他の市道や自転車歩行車道をあわせて約 552 km です。このうち、その他の市道が延長約 463 km で市道全体の約 84%、面積約 266 万㎡で市道全体の約 77%と多くの割合を占めています。

② 橋りょう

本市が管理している橋りょう（橋長 2 m 以上）は、63 橋、総面積約 1.6 万㎡です。このうち、橋種別の面積を見ると、鋼橋（約 74%）が多くの割合を占めています。

③ 公園等

本市が管理している公園は、321 施設、総面積約 97.3 万㎡です。村上緑地公園や八千代総合運動公園といった 10 万㎡を超える大規模な公園もあります。

また、公園以外のその他広場等として、総合グラウンド（25,414 ㎡）、上高野多目的グラウンド（7,560 ㎡）、睦スポーツ広場（13,000 ㎡）、新川わくわくプレーパーク事業地（3,842 ㎡）があります。

(3) プラント施設

本市が管理しているプラント施設は、清掃センター及び衛生センターです。

清掃センターの設備には、焼却炉 3 基と粗大ごみ処理施設、ペットボトル減容化施設、一般廃棄物最終処分場があります。

衛生センターには、し尿処理施設として、処理棟、脱臭整備、焼却炉等があります。

(4) 企業会計施設

① 上水道

本市が管理している上水道施設は、管路（導水管、送水管、配水管）、浄水場、井戸、給水場及び上下水道局庁舎です。

導水管、送水管及び配水管の総延長は約 677km で、浄水場、井戸、給水場及び上下水道局庁舎（昭和 46 年度建築）があわせて 48 施設あり、延べ面積は約 7,000 ㎡あります。

② 下水道

本市が管理している下水道施設は、管路（雨水管、污水管）及び汚水中継ポンプ場です。

このうち、雨水管の管路延長が約 136km、污水管の管路延長が約 490km で、汚水中継ポンプ場が 2 施設（延べ面積約 2,000 ㎡）あります。

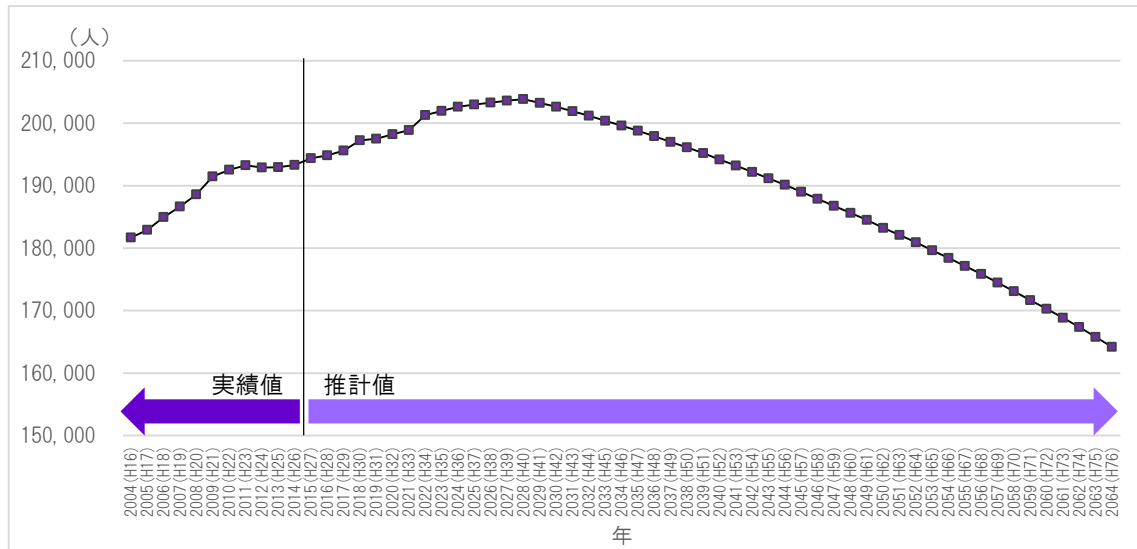
(5) 土地

本市が保有している土地は、約 196.9 万㎡あり、このうち、約 186.4 万㎡が行政財産、約 10.6 万㎡が普通財産です。

6 人口の現況・将来の見通し（本編：2.2、14 ページ）

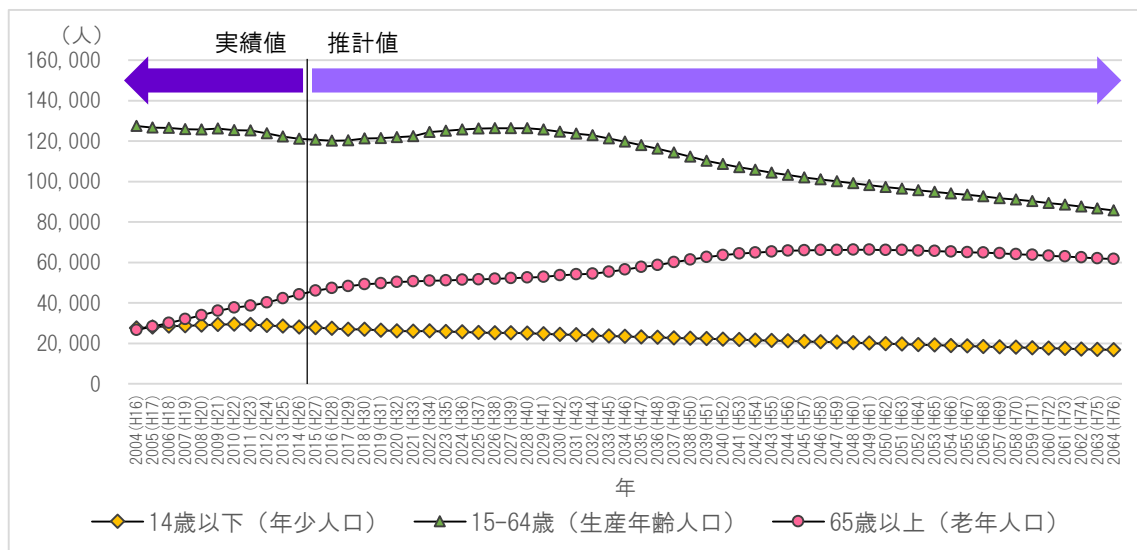
本市の人口は、東日本大震災の起きた平成 23 年を除き、依然として増加しています。今後も、住宅地の開発等により 10 年程度は人口が増加する見込みとなっていますが、将来的には、全国の傾向と同様、減少に転じることが見込まれています。

■八千代市の人口推移の見通し■



「実績値は各年 3 月 31 日の住民基本台帳人口」

■八千代市の年齢別人口推移の見通し■



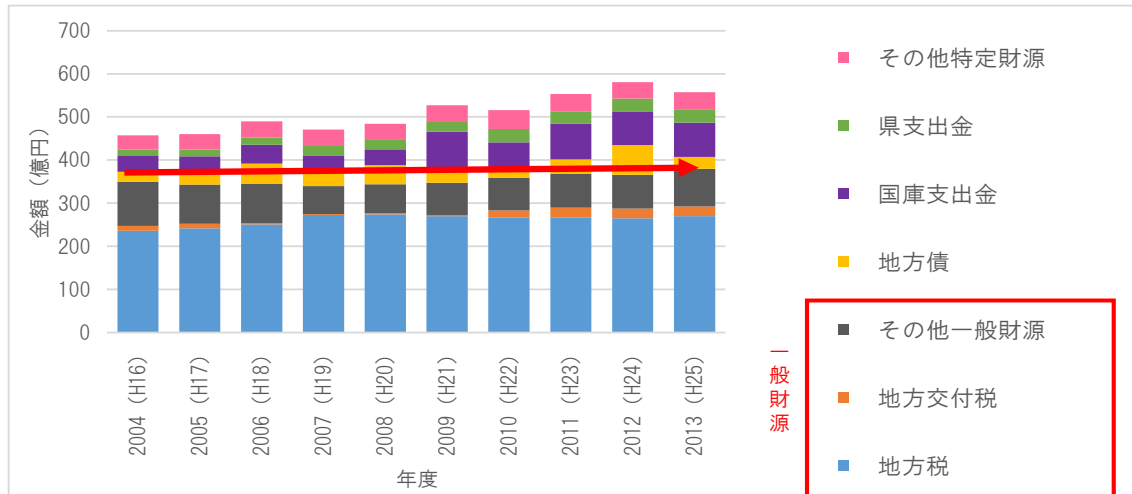
「実績値は各年 3 月 31 日の住民基本台帳人口」

年齢別に見ると、年少人口は、緩やかに減少し続けることが見込まれています。生産年齢人口は、開発の影響により 10 年程度は増加し、その後は減少することが見込まれています。老年人口は、生産年齢人口が減少に転じた後も増加するため、高齢化の加速が予測されますが、いずれは老年人口も減少期に移行し、人口減少がさらに進むことが見込まれています。

7 財政の現況（本編：2.3.1、15 ページ）

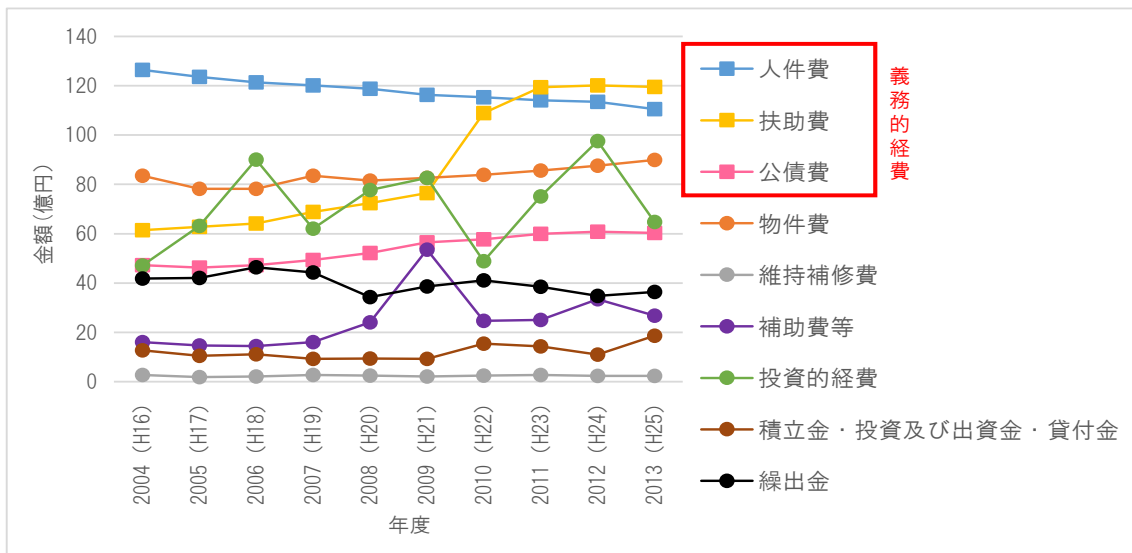
本市の歳入のうち、財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる一般財源の推移を見ると、ほぼ横ばいで推移していますが、長期的には人口が減少に転じる見込みであることから、今後は一般財源の減少も視野に入れる必要があります。

■歳入の推移（普通会計）■



一方、本市の歳出のうち、人件費は微減傾向が続いていますが、扶助費は制度変更等の影響により平成 21 年度から大幅な増加が見られ、借入金の返済に充てられる公債費は臨時財政対策債・建設地方債を発行したことなどにより微増傾向となっており、義務的経費の占める割合が高くなっています。

■歳出の推移（普通会計）■



※ 普通会計とは、地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分です。なお、八千代市の普通会計は、一般会計と墓地事業特別会計とを合わせた会計になります。

8 将来の費用及び充当が見込まれる財源の見通し（本編：2.3.1-2.3.2、18～33 ページ）

(1) 公共施設等の修繕・更新等に充ててきた費用の実績

投資的経費のうち、公共施設等の整備に充てられた普通建設事業費について、平成21～平成25年度の過去5年間の平均額を示します。

本市では、近年、新規の大規模事業を実施してきたことから、新規施設の整備費と土地取得費が総額に大きく影響しています。

■公共施設等に係る普通建設事業費の過去5年間の平均額■

区分	既存施設の 修繕・更新 (億円)	新規施設 の整備 (億円)	土地取得 (億円)	合計 (億円)
公共建築物	17.9	11.8	6.4	36.1
公共土木施設(インフラ)	6.6	5.2	3.2	14.9
道路	5.0	1.9	0.8	7.7
橋りょう	0.7	0.5	—	1.2
公園等	0.9	2.8	2.4	6.0
プラント施設	2.4	—	0.3	2.7
合計	26.8	17.0	9.9	53.7
下水道(雨水管)	0.2	3.6	0.1	3.9

※金額は四捨五入の関係により内訳の合算額と合計額が一致しない場合があります。

※下水道のうち雨水管については一般会計で賄われるため、国庫支出金を除く施設整備費の過去5年間の平均額を示しています。

(2) 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通し

現在保有または管理しているすべての公共施設等を維持すると仮定した場合の、修繕・更新等に係る将来の費用（計画期間である今後36年間分）を、主に「公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団が開発したアプリケーションソフト）」を用い、試算しました。

■公共施設等に係る将来費用の総額■

区分	公共施設等に係る将来費用（今後36年間）		年平均（億円）
	36年間総額 (億円)	うち、既に大規模修繕または更新時期が到来しているが、現在まで実施していない大規模修繕または更新に必要な費用（億円）	
公共建築物	1,409	269.8	39.1
公共土木施設(インフラ)	453	4.6	12.6
道路	389	—	10.8
橋りょう	15	—	0.4
公園等	49	4.6	1.4
プラント施設	253	16.5	7.0
下水道(雨水管)	342	—	9.5
普通会計 合計	2,457	290.9	68.2
上水道	675	91.8	18.7
下水道(雨水管を除く)	326	2.0	9.1
企業会計 合計	1,001	93.8	27.8

※金額は四捨五入の関係により内訳の合算額と合計額が一致しない場合があります。

(3) 公共施設等の修繕・更新等の費用に係る充当見込み額と将来費用の比較

本市が過去に公共施設等の修繕・更新等に充ててきた費用に基づく「今後公共施設等に充当することが見込まれる費用（以下、「充当見込み額」という。）」と、「公共施設等に係る将来費用」の一般財源相当分を比較することで、将来の本市の公共施設等に係る財政的な負担の見通しを分析します。

なお、企業会計施設は、独立採算が原則とされており、修繕・更新等に係る費用を収益から賄うため、比較の対象としていません。

① 充当見込み額の設定

過去に既存施設の修繕・更新に充ててきた費用のみを充当するものと仮定し、「公共施設等に係る普通建設事業費の過去5年間の平均額」の「既存施設の修繕・更新」の額に、過去の事業実績をもとに仮定した一般財源の割合（約40%）を乗じた金額を、将来における年平均の充当見込み額として設定します。

なお、下水道のうち雨水管については、施設整備に係る費用を一般会計から繰出すため、「国庫支出金を除く施設整備費」の「既存施設の修繕・更新」における過去5年間の平均額約0.2億円が年平均充当見込み額となり、計画期間36年間の充当見込み額は約7億円となります。

■充当見込み額の設定■

区分	既存施設の修繕・更新 過去5年間平均額 (億円)	年平均 充当見込み額 (億円)	計画期間36年間の 充当見込み額 (億円)
公共建築物	17.9	7.2	259
公共土木施設（インフラ）	6.6	2.6	94
プラント施設	2.4	1.0	36
下水道（雨水管）	0.2	0.2	7

② 将来費用の設定

将来費用の一般財源相当分について、施設区分ごとに以下のとおり設定します。

○公共建築物

【Aモデル：充当見込み額の設定と同様の一般財源の割合を用いる場合】

「① 充当見込み額の設定」と同様に、公共建築物に係る将来費用の40%を一般財源で賄うものと仮定します。

【Bモデル：単独事業における地方債や県支出金を見込まないと仮定する場合】

財政状況を考慮し、単独事業における地方債等を見込まないものとして、公共建築物に係る将来費用の58%を一般財源で賄うものと仮定します。

○公共土木施設（インフラ）、プラント施設、下水道（雨水管）

将来費用は、すべて一般財源で賄うものと仮定します。

■将来費用（一般財源相当分）の設定■

区分		計画期間36年間の 将来費用総額（億円）	計画期間36年間の 将来費用一般財源相当分（億円）
公共建築物	Aモデル	1,409	564
	Bモデル	1,409	817
公共土木施設（インフラ）		453	453
プラント施設		253	253
下水道（雨水管）		342	342

③ 充当見込み額と将来費用の比較

上記①②で設定した充当見込み額と将来費用を比較すると下記の通りとなります。

■ 充当見込み額と将来費用の比較 ■

区分		計画期間 36 年間における		
		将来費用 一般財源相当分② (億円)	充当見込み額① (億円)	不足額 ② - ① (億円)
公共建築物	Aモデル	564	259	305
	Bモデル	817	259	558
公共土木施設 (インフラ)		453	94	359
プラント施設		253	36	217
下水道 (雨水管)		342	7	335

(4) 公共建築物の延べ面積削減率の試算

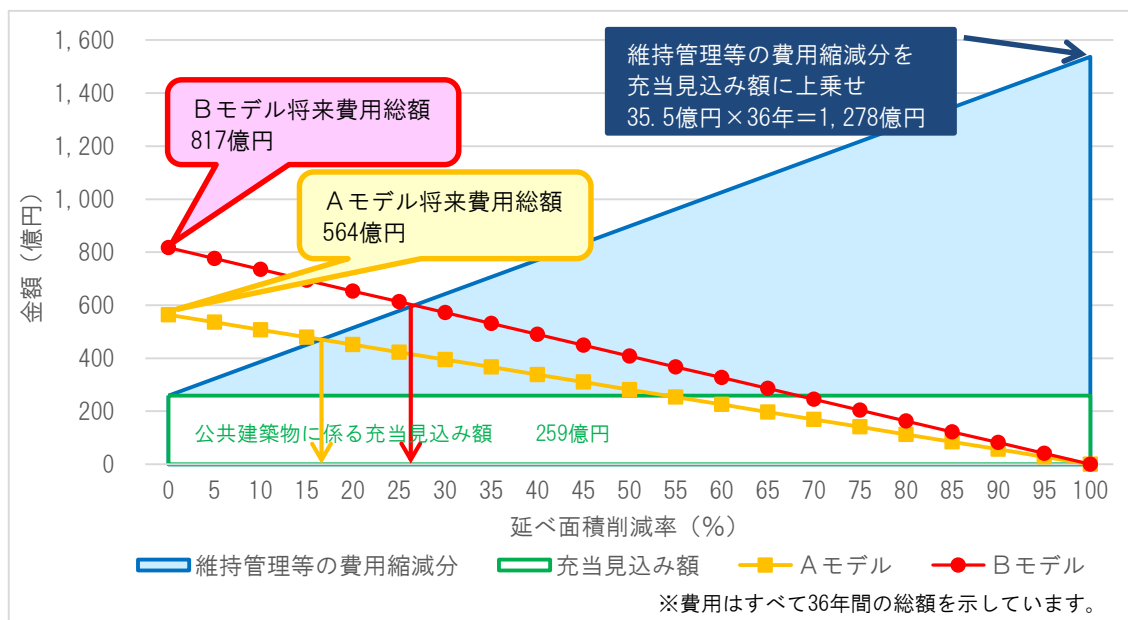
普通会計施設における公共施設等に係る将来費用のうち、約6割を占める公共建築物について、不足額を解消するために必要な延べ面積の削減率を試算しました。

まず、将来費用は公共建築物の延べ面積に比例して減少すると仮定します。

また、公共建築物は、光熱水費や維持管理に係る委託費等の維持管理費用も要することから、平成23～平成25年度までの過去3年間の平均額約35.5億円が、削減した公共建築物の延べ面積に比例して減少すると仮定し、この減少分を今後36年間の充当見込み額へ上乗せすることで、延べ面積をどの程度削減する必要があるかを試算しました。

その結果、必要な延べ面積削減率はAモデルで約17%、Bモデルで約27%となります。

■ 参考：公共建築物の延べ面積削減率の試算 ■



9 公共施設等のマネジメントに関する原則（本編：3.1、35～36 ページ）

本市では、未来を見据えた最適な公共サービスを目指して、特定の分野を対象外とするいわゆる聖域を設けることなく、すべての分野の公共施設等を対象として、以下の原則に基づく、公共施設等の全体最適化を図ります。

■公共施設等の全体最適化の3原則

原則1：行政が提供を担うべき公共サービスを見極めたうえで、公共施設等の適正な規模を検証し、総量の削減を推進します

これまで行政が公共施設等により提供してきた公共サービスは真に必要なものか、量や質は需要に見合っているか、行政が担わなければならないものか（民間代替可能性）、公共施設等を維持しなければ提供不可能なものか、公共施設等の量や質は需要に見合っているか、統合・複合化等の工夫の余地はないかなどの視点に立ち、施設の廃止も含めて検討することで、公共施設等の総量の削減を推進します。

原則2：施設管理の重点化・効率化により、維持管理・修繕・更新等に係るコストの削減を推進します

施設ごとの発揮すべき機能・特性や確保すべき管理水準を踏まえて、管理活動の頻度、手法等を工夫することにより、施設管理の重点化・効率化を図り、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係るコストの削減を推進します。

原則3：公共施設等の有効活用による歳入の確保・費用の抑制を図ります

市が保有または管理している公共施設等について、貸付・売却等の有効活用を図ることと、歳入の確保とともに、維持し続けるために発生する費用の抑制を図ります。

10 公共施設等の保有・管理量に関する方針（本編：3.2、36 ページ）

公共建築物については、「公共建築物の延べ面積削減率の試算」に示したA・Bモデルにおける削減率を常に意識し、今後の財政状況やサービス需要の変化に応じた、最適な保有量を目指します。

また、公共土木施設（インフラ）やプラント施設、下水道（雨水管）については、現況においても維持管理等に要する費用を十分賄えていないことから、計画的に維持管理・修繕・更新等を実施するとともに、管理量の削減も含めた検討を行います。

1 1 公共施設等のマネジメント方針（本編：3.3、37～40 ページ）

本市では、「公共施設等のマネジメントに関する原則」及び「公共施設等の保有・管理量に関する方針」を踏まえながら、以下の方針で公共施設等の一体的なマネジメントを実施します。

公共サービス・施設等の規模の適正化の推進方針	視点1 公共施設等により提供してきた公共サービスは真に必要なものか・量や質は需要に見合っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスの量・質の見直し ・社会的要請の大きな低下が見られる公共サービスの廃止の検討
	視点2 当該サービスにふさわしい提供主体はどのようなものか	<ul style="list-style-type: none"> ・民間移譲の検討 ・民間ノウハウの活用 ・業務改善による効率的・効果的なサービス提供
	視点3 当該サービスは公共施設等を維持しなければ提供不可能なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を使わないサービス提供の検討
	視点4 公共施設等の量や質は需要に見合っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・統廃合・仕様や規格の変更の検討 ・複合化の検討 ・広域化の検討
点検・診断等の実施方針	視点1 問題発生回避や修繕・更新等の必要性判断のための点検・診断のあり方とは	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断基準や方法、体制等の早期整備 ・一元的な情報管理
	視点2 点検・診断に係るコスト縮減は可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な点検・診断方法の追求
維持管理・修繕・更新等の実施方針	視点1 公共施設等の機能や安全性を確保するための維持管理・修繕・更新等のあり方とは	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設管理の実施 ・一元的な情報管理
	視点2 維持管理・修繕・更新に係るコスト縮減は可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な維持管理方法及び省エネルギー化等合理的なエネルギーの利用方法の追求 ・民間ノウハウの活用 ・修繕・更新の容易さの確保
	視点3 同じコストでサービスの質を高めるための工夫はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに配慮した使いやすい施設整備 ・まちづくりとの連動
安全確保の実施方針	視点1 高度の危険が認められた公共施設等の取り扱いをどうするか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保を最優先とした緊急措置の実施 ・供用停止の検討・代替機能の確保 ・速やかな施設除去
耐震化の実施方針	視点1 平常時のみならず災害時の市民の安全確保のためにどの施設から耐震化を図るか	<ul style="list-style-type: none"> ・優先度に応じた耐震化の実施
	視点2 すぐには耐震化できないまたは耐震化しない公共施設等の施設管理をどのように行うか	<ul style="list-style-type: none"> ・機能の代替可能性を検討したうえでの供用停止や更新時の統廃合等の判断
長寿命化の実施方針	視点1 公共施設等の長寿命化のためにできる工夫はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全型管理等による修繕時の長寿命化 ・工事の施行管理の徹底等による更新時の長寿命化 ・新技術の導入検討
公共施設等の有効活用の推進方針	視点1 市が保有または管理している公共施設等をより有効に活用するための工夫はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の有効活用 ・土地の売却 ・公共施設等の貸付・売却
	視点2 公共施設等の最適化のために国・県・市の枠組みを超えた連携が必要ではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県との連携・協議による公共施設等の活用

1 2 施設類型ごとのマネジメントに関する基本的な方針(本編:4. 1-4. 2、41～70 ページ)

(1) 公共建築物

大分類	中分類	主な施設	方針
市民文化系施設	集会施設	青年館(4)、公共センター、男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> 青年館の地域への移譲や廃止の検討 公共センターや男女共同参画センターの利用条件・運営主体の見直し及びさらなる施設の複合化等の検討
	文化施設	市民会館、文化センター(2)、市民活動サポートセンター、文化伝承館、多文化交流センター、ギャラリー(2)	<ul style="list-style-type: none"> 講座・イベント等のNPOや民間団体・企業等での実施等の推進 他施設との統合や利用条件の見直し 指定管理者制度を導入している施設でのモニタリング実施によるサービス内容の充実
	文化・スポーツ施設	総合生涯学習プラザ	<ul style="list-style-type: none"> 他施設の統廃合等にあわせたサービス提供の受け皿としての可能性及び効率的で効果的なサービス提供となる利用条件等の検討 PFI事業契約期間満了時における費用対効果の高い管理・運営方法の検討 将来的な児童数の減少を見据えた施設全体としてのあり方の検討
社会教育系施設	公民館	公民館(9)	<ul style="list-style-type: none"> 講座等のNPOや民間団体・企業等による実施等の推進及び民間活力導入の検討 統廃合や複合化等を視野に入れた施設のあり方の検討
	図書館	図書館(6)	<ul style="list-style-type: none"> 図書館サービスのあり方の検討 老朽化が著しい施設の更新の必要性の検討 指定管理者制度や一括管理等の民間活力導入を含めた効率的で効果的な管理・運営方法の検討
	博物館	郷土博物館	<ul style="list-style-type: none"> 講座等のNPOや民間団体・企業等による実施等の推進及び民間活力導入の検討
レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館(3)、旧市民プール	<ul style="list-style-type: none"> より多くの市民が利用しやすいサービス提供、施設運営のあり方の検討 旧市民プールの跡地活用の方策の検討及び除去の推進
	レクリエーション施設	キャンプ場	<ul style="list-style-type: none"> 施設の有効活用の検討 類似施設による代替えや統合、廃止を含めた施設のあり方の検討
産業系施設	産業系施設	ふるさとステーション、農業交流センター	<ul style="list-style-type: none"> 集客力を活かした施設のさらなる有効活用の可能性の検討 より多くの市民が利用しやすいサービス提供、施設運営のあり方の検討
学校教育系施設	小学校 中学校	小学校(23)、中学校(11)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数の推移を踏まえた通学区域の見直しや学校の統廃合の検討 小中一貫校についての研究 建築物等の状況や将来の財政状況も見通したうえでの計画的な老朽化対策の実施 施設整備の重点化や施設の長寿命化の検討 プール利用における他施設や民間施設活用の検討 図書室・体育施設等のさらなる地域開放や余裕教室・敷地等の積極的な活用の検討
	その他 学校教育施設	教育センター、調理場(2)、少年自然の家、適応支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 教育センターの教育委員会庁舎内移設等の検討 調理場のPFI事業等の民間活力導入による施設整備や近隣自治体等との広域化の検討 少年自然の家の必要性や施設の広域化等のあり方の検討及び更新を行う際の民間活力導入等の検討 適応支援センターの適切な施設規模を見極めたうえでの施設の有効活用や他施設との複合化を視野に入れた施設のあり方の検討

大分類	中分類	主な施設	方針
子育て支援施設	保育園	保育園(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいる施設の複合化及び民間保育園との連携等の検討 ・人口減少社会を見据えた施設のあり方の検討
	幼児・児童施設	児童会館(3)、学童保育所(19)、すてっぷ21(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会館の廃止の検討 ・安心・安全に過ごし、多様な体験等ができる子どもの居場所の検討 ・学校施設の積極的な活用による学童保育所の計画的な整備の検討 ・すてっぷ21の他の幼児・児童施設との統廃合等の検討
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人集会所(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用の有料化等による維持管理費の適正負担の検討 ・行政によるサービス提供のあり方の検討
	障害福祉施設	障害者福祉センター、福祉作業所(3)、児童発達支援センター、児童発達支援センター用地内建築物、ことばと発達の相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容や施設規模を考慮したうえでの福祉作業所の更新の検討 ・児童発達支援センター及びことばと発達の相談室の療育定員の見直し及びサービス充実の検討 ・民間活力導入の検討、民間施設や近隣自治体等との連携による広域的な対応及び他施設との複合化の検討 ・障害者福祉センターの他施設との統合や複合化等の検討
	保健施設	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設との活動空間の共有等による効率的な施設利用及びサービス提供の検討
	その他保健・福祉施設	福祉センター、ふれあいプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活用等のサービス提供方法の工夫によるサービス規模の適正化の推進 ・他施設の統廃合等にあわせたサービス提供の受け皿としての可能性及び効率的で効果的なサービス提供の利用条件の検討
行政系施設	庁舎等	市役所庁舎、教育委員会庁舎、支所(6)、連絡所	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の利便性や執務執行の効率性、整備・維持管理コスト等の総合的な観点に立った市役所庁舎の耐震化への対応 ・支所・連絡所のより利便性の高いサービス提供のあり方の検討及び機能の他施設への集約化の検討 ・支所・連絡所の防災拠点としての安全性の確保及び開庁日・時間等の見直し等の検討
	消防施設	消防本部、消防署(2)、消防署分署(3)、消防団詰所(13)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体等との連携による広域的な対応の検討 ・東消防署の必要な施設規模等の検証 ・消防団詰所の他施設との複合化の検討
	その他行政系施設	大気汚染測定局(2)、埋蔵文化財倉庫、埋蔵文化財保管用プレハブ倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染測定局の計画的な維持管理による供用期間の延命 ・老朽化が進む埋蔵文化財倉庫の移転の検討 ・埋蔵文化財保管用プレハブ倉庫の他施設への機能移転の検討 ・埋蔵文化財の適切な保管方法の検討
住宅営	公営住宅	公営住宅(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済情勢や住宅事情等による需要の変化を捉えた必要戸数の検討及びサービス提供のあり方の検討
その他公共建築物	その他公共建築物	自転車駐車場(5)、自転車駐車場管理事務所(13)、市営霊園管理事務所、市営墓地合葬式墓地棟、旧「ふくし号」車庫、公衆トイレ(2)、普通財産等(12)	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場の最適な施設管理・運営方法の検討 ・経営計画策定による市営霊園の経営の健全化 ・旧「ふくし号」車庫の廃止の検討 ・公衆トイレの確実な維持管理の実施及び利用者に対する適正な利用の呼びかけによる修繕費用等の抑制 ・貸付や売却等による普通財産の有効活用

(2) 公共土木施設（インフラ）

大分類	中分類	主な施設	方針
道路	道路	市道及びこれら道路に設置されている道路附属施設	<ul style="list-style-type: none"> 優先度評価による計画的な維持管理・修繕・更新等の実施 維持管理・修繕・更新等の際の新技术採用等の検討 開発にあわせて整備される道路の市管理の必要性の見極めによる総量増加の抑制 道路附属施設の適切な位置への設置とバリアフリー化への努力 市民等の協力を得ながらの清掃等の維持管理活動の実施
	橋りょう	道路橋、跨線橋、横断歩道橋、側道橋等	<ul style="list-style-type: none"> 優先度を評価したうえでの定期点検、健全度診断による予防保全型を基本とした修繕の実施 施設更新時における集約化や除去の検討 維持管理・修繕・更新等の際の新技术採用の検討 横断歩道橋の除去の検討(代替機能確保と地域住民の理解が得られた場合)
公園等	公園	総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園、都市緑地、緑道、児童遊園、市民の森、見本園、その他公園及び市営球場、テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> 優先度を評価したうえでの長寿命化も考慮した計画的な維持管理・修繕等の実施 大規模公園の維持管理における積極的な指定管理者制度導入と予防保全型管理の推進 日常的な管理が行き届きづらい公園の維持管理における市民等との協働によるサービス維持 老朽化の進む遊具等の除去・修繕・更新の必要性の検討 樹木の保全的な維持管理のあり方の検討 駐車場の有料化等による受益者負担の適正化の検討
	その他広場等	総合グラウンド、陸スポーツ広場、上高野多目的グラウンド、新川わくわくプレーパーク	<ul style="list-style-type: none"> 近隣自治体等との広域的な相互利用の検討

(3) プラント施設

大分類	中分類	主な施設	方針
供給処理施設	清掃センター	焼却炉(3)、粗大ごみ処理施設、ペットボトル減容化施設、一般廃棄物最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> 焼却炉や最終処分場の延命及び適正な管理・運営 施設更新時における近隣自治体等との連携による広域的な対応の検討
	衛生センター	し尿処理施設(処理棟・脱臭設備・焼却炉等)	<ul style="list-style-type: none"> 設備の高機能化やメンテナンスフリー機器の導入等の検討 近隣自治体等との連携による広域的な対応の検討

(4) 企業会計施設

大分類	中分類	主な施設	方針
上下水道	上水道	管路(導水管・送水管・配水管)、浄水場、井戸、給水場	<ul style="list-style-type: none"> 経営の健全化の推進 耐震改修を含めた長寿命化等の施設整備の計画的な実施 維持管理・修繕・更新等の際の新技术採用の検討 予防保全型管理と耐震化等の推進
	下水道	管路(雨水管・污水管)、污水中継ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> 経営の健全化の推進 耐震改修を含めた長寿命化等の施設整備の計画的な実施 維持管理・修繕・更新等の際の新技术採用の検討
	上下水道局庁舎	上下水道局庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 経営の健全化の推進 上下水道局庁舎の市役所庁舎の検討状況にあわせた耐震改修や建替え等の検討

1 3 公共施設等総合管理計画のフォローアップ（本編：5.1、71 ページ）

本計画の進行管理にあたっては、本市の将来都市像を実現するための総合計画と連動することが重要となります。

そのため、本計画は、当初6カ年で見直しを行い、その後は、5カ年ごとに見直しを行うことを基本とします。ただし、社会情勢や市民ニーズが大きく変化する場合には、柔軟に計画の見直しを行います。

また、本計画の実効性を高めるため、5カ年の事業を取りまとめたアクションプランを実施計画として策定し、総合計画に位置づけるとともに、毎年度見直しを行います。

なお、本計画の見直し時には、議会や市民との情報共有を図ります。

■公共施設等総合管理計画の初動期のロードマップ■

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021～
総合計画	第4次総合計画後期基本計画						
	見直し					見直し	
公共施設等 総合管理計画	策定						
						見直し	
アクションプラン	策定						
		毎年度見直し					

1 4 公共施設等の一体的なマネジメントの体制・しくみ（本編：5.2、72～73 ページ）

(1) 庁内体制

公共施設等の一体的なマネジメントを推進していくため、専任部門を位置づけ、分野横断的な公共施設等に関する投資（修繕・更新等）の必要性判断及び再編のあり方を検討します。

また、公共施設等の効率的で効果的な維持管理・修繕・更新等を行うため、施設管理活動の履歴を蓄積するデータベースの管理を行う財産管理担当部門及び、公共施設等の維持管理手法の検討や修繕・更新等の工事に係る設計・監理等を担う営繕担当部門と一体となったマネジメント体制を構築します。

なお、真に必要とされる「サービス」を維持するには、施設所管部門におけるマネジメント方針に基づく取り組み状況を共有し、経営資源である「ヒト」「モノ」「カネ」をどう投入するか（割り振るか）について総合的に検討していくことが重要であるため、それらの方針決定を担う関連部門と密な連携を図ります。

(2) 市民との協働体制

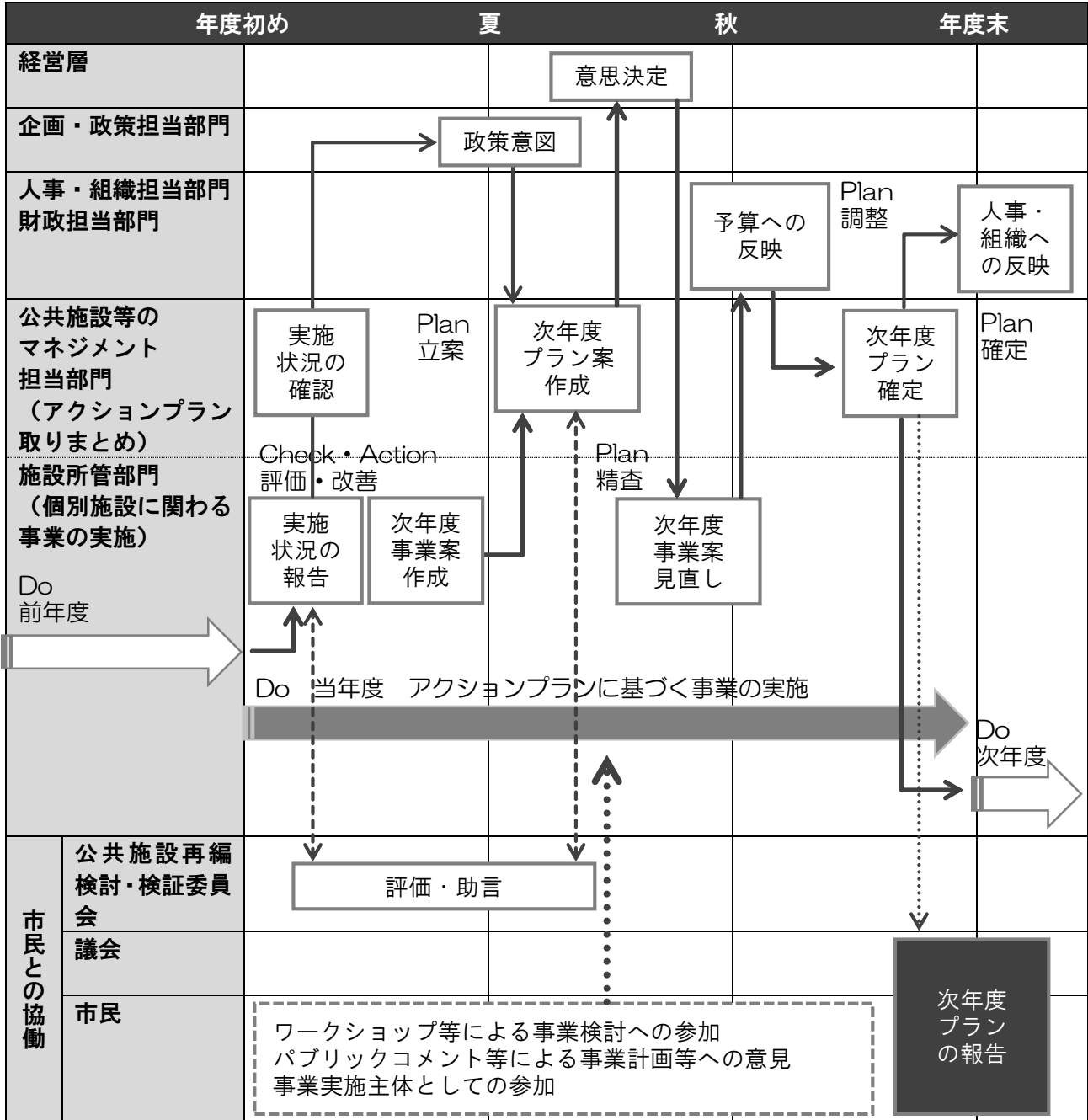
今後、本計画に基づき、公共施設等の再編等を進める場合には、施設利用者や市民との情報共有を図るとともに、ワークショップ等の手法を用いながら、方向性の協議・調整を図ります。

また、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に関わる事業実施主体としての市民や事業者等の参加を促進します。

(3) 事業マネジメントのしくみ

本計画のアクションプランに位置づけた各事業について、以下に示す年間のPDCAサイクルに基づき、見直しを行うことで、効果を高めるとともに、議会や市民等と情報の共有を図ります。

■年間の事業マネジメントフロー■



15 着実な推進に向けて（本編：5.3、74 ページ）

公共施設等の一体的なマネジメントを着実に推進するために、本市では、下記の新たな取り組みの実施を検討します。

- 財源確保のための基金の創設
- 市民・有識者による評価方法の検討
- スキルアップ研修等の実施
- 情報管理のためのシステム構築